

ID: 252

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	受給者の認定
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市重度心身障害者(児)介護手当支給規則 第5条
例 規 番 号	昭和48年規則第33号
【根拠条文】 (申請) 第5条 手当の支給を受けようとする者は、重度心身障害者(児)介護手当支給申請書に第3条に規定する要件を証する書類を添えて市長に申請し、受給者としてその認定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (支給要件) 第3条 重度心身障害者(児)介護手当(以下「手当」という。)は、芦屋市に住所を有する65歳未満の障害者で、次の各号いずれにも該当するものについてその介護者に支給する。ただし、当該障害者が65歳未満の時からこの手当の支給が行われている場合は、当該障害者が65歳となった後も支給対象とする。 (1) 過去1年間に於いて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)によるサービス(法第6条に規定する自立支援給付(自立支援医療費及び補装具費の支給を除く。))の対象となるサービスをいう。以下同じ。)を利用していないこと。ただし、過去1年間に於ける短期入所(法第5条第8項に規定する短期入所をいう。)の利用日数が7日以内である場合を除く。 (2) 過去1年間に於いて介護保険によるサービス(介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号又は第2号に掲げる保険給付の対象となるサービスをいう。)を利用していないこと。ただし、過去1年間に於ける短期入所生活介護(同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。)及び短期入所療養介護(同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。)の利用日数が合わせて7日以内である場合を除く。 (3) 障害者及び障害者と同一の世帯に属する者が、手当の支給対象となる月(受給資格を有する者が手当の支給申請をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までの各月をいう。以下「支給対象月」という。)の属する年度(支給対象月が1月から7月までの場合に於ては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者であること。 (4) 家族介護慰労事業の支給対象とならない者であること。 2 前項第1号及び第2号の認定に当たり、障害者が病院又は診療所に入院(法第6条に規定する自立支援給付の対象となる場合を除く。)した期間は、算入しないものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 408

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	年金支給の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市心身障害者保険扶養条例の廃止に伴い兵庫県心身障害者扶養共済制度条例付則第5項の適用を受けて兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者となつた者の措置に関する条例 第3条		
例 規 番 号	昭和45年条例第27号		
【根拠条文】 (年金の支給) 第3条 市は、加入者が従前の制度の加入期間と通算して、20年間県共済制度に加入し、かつ65才をこえて生計を維持することが困難となつた場合で、市長が特に必要と認めるときは、その者が扶養していた心身障害者(以下「障害者」という。)に月額2万円の年金を支給することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市心身障害者保険扶養条例の廃止に伴い兵庫県心身障害者扶養共済制度条例付則第5項の適用を受けて兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者となつた者の措置に関する条例施行規則第3条の規定による。 (年金の支給基準) 第3条 条例第3条第1項中「生計を維持することが困難になつた場合」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく要保護世帯の対象となつた場合をいう。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日